

(2) 定款（標準定款例と留意事項）

定款の記載例を示すと次のとおりです。ただし、これは一般的な例を示したにすぎないので、実際にはその法人の特性に応じて取捨選択し、又は、必要な規定を付け加えるなどの検討が必要です。

定 款 例	留 意 事 項
<p style="text-align: center;">特定非営利活動法人〇〇〇〇定款</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。</p> <p>2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇番〇号、 ……に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、〔①〕に対して、〔②〕に関する事業を行い、〔③〕に寄与することを目的とする。</p>	<p><b>【第1条】…必要的記載事項(法第11条第1項第2号)</b></p> <p>注：名称については、特別の制限はないが、法令によって使用が禁止されている名称はもちろん、既存の法人等と誤認させるような名称を用いることは適当でなく、法人の目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当な名称を使用することが必要。</p> <p><b>【第2条】…必要的記載事項(法第11条第1項第4号)</b></p> <p>注：第1項には「主たる事務所」の所在地を記載し、第2項にはすべての「その他の事務所」の所在地を記載すること。</p> <p>「岡山県岡山市」まででも可。ただし、登記事項は所在場所（所番地・住居表示）であるため、設立総会等で町名地番まで定めておくことが必要。</p> <p><b>【第3条】…必要的記載事項(法第11条第1項第1号)</b></p> <p>注：特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにするため、①には「受益対象者の範囲」、②には「主要な事業」、③には「法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や法人としての最終目標等」を具体的かつ明確に伝わるように記載する。</p>

<p>(特定非営利活動の種類)</p> <p>第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(事業)</p> <p>第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業</p> <p>① ○○○○○事業</p> <p>② ○○○○○事業</p> <p>……</p> <p>(2) その他の事業</p> <p>① ○○○○○事業</p> <p>② ○○○○○事業</p> <p>……</p> <p>2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 会 員</p> <p>(種別)</p> <p>第 6 条 この法人の会員は、次の○種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体</p> <p>(2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体</p> <p>(3) ……</p>	<p><b>【第 4 条】…必要的記載事項(法第 11 条第 1 項第 3 号)</b></p> <p>注：法の別表に掲げる活動のうち、該当するものを選択し、そのままの表記で記載すること（複数の種類の選択も可能）。</p> <p><b>【第 5 条】…必要的記載事項(法第 11 条第 1 項第 3 号及び第 11 号)</b></p> <p>注：第 1 項…法人が行う具体的な事業の内容を記載。「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分すること。</p> <p>注：「特定非営利活動に係る事業」において付随的な事業を行う場合には、「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」を行う旨を記載する。ただし、「その他の事業」ではこの旨の記載はできない。</p> <p>注：第 1 項(2)・第 2 項…「その他の事業」を行わない場合は、記載を要しない。「その他の事業」に当たるかどうかは、定款の目的（第 3 条）に照らして判断する。ここでいう「その他の事業」は、NPO 法上の区分であり、法人税法上の「収益事業」とは異なる。</p> <p>参考：第 2 項…法第 5 条第 1 項</p> <p><b>&lt;第 3 章&gt;…社員の資格の得喪に関する事項は必要的記載事項(法第 11 条第 1 項第 5 号)</b> 参考：法第 2 条第 2 項第 1 号イ</p> <p><b>【第 6 条】必要的記載事項</b></p> <p>注：ここでいう「社員」とは、社団の構成員（総会議決権を有する）をいう。</p> <p>注：正会員以外に賛助会員等の会員種別について定める場合には、正会員と区別して第 2 号以降にその旨を記載する。</p>
--	--

<p>(入会)</p> <p>第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。</p> <p>2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。</p> <p>3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(入会金及び会費)</p> <p>第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。</p> <p>(会員の資格の喪失)</p> <p>第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会届の提出をしたとき。</p> <p>(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。</p> <p>(3) 継続して○年以上会費を滞納したとき。</p> <p>(4) 除名されたとき。</p> <p>(退会)</p> <p>第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。</p> <p>(除名)</p> <p>第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) この定款等に違反したとき。</p> <p>(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(抛出金品の不返還)</p> <p>第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。</p>	<p><b>【第7条】 必要的記載事項</b></p> <p>注：第6条において、正会員以外の会員について定める場合には、正会員と区別して記載することもできる。</p> <p>(以下、第11条まで同じ)</p> <p>注：原則、社員(正会員)の入会に不当な条件を付けてはならない。(法第2条第2項第1号イ) 条件を付ける場合は、目的等に照らして合理的かつ客観的なものでなければならない。</p> <p>社員(正会員)以外の会員の入会については、任意の条件を定めることが可能。</p> <p>注：会員の入会についての条件を特に定めない場合にあつては、その旨を記載すること。</p> <p><b>【第8条】 必要的記載事項</b></p> <p>注：入会金又は会費の設定がない場合は、記載を要しない。</p> <p>注：第23条(総会の権能)、第32条(理事会の権能)との整合性をとること。</p> <p><b>【第9条】 必要的記載事項</b></p> <p>注：第4号…除名を資格喪失の事由とする場合は、除名に関する規定を置くこと。(第11条参照)</p> <p><b>【第10条】 必要的記載事項</b></p> <p>注：退会が任意であることを明確にすること。任意に退会できない場合などは法に抵触する。</p> <p><b>【第11条】</b></p> <p>注：総会の議決以外に理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。</p>
---	---

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 ○○人
- (2) 監事 ○○人

2 理事のうち、1人を理事長、○人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

<第4章>…役員に関する事項は必要的記載事項(法第11条第1項第6号)

#### 【第13条】 必要的記載事項

注：理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上必要。(法第15条)

注：役員の数「○○人以上○○人以下」のように上限と下限を設けることもできる。

注：職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。

#### 【第14条】 必要的記載事項

注：第1項…総会以外で役員の選任をすることも可能。しかし理事はすべての社員から法人の業務執行等に関して委任された立場であるため、総会の決議により選任されることが望ましい。また、監事を理事会で選任することは、監事の職務上望ましくない。

注：第4項…法第19条

#### 【第15条】 必要的記載事項

注：原則、すべての理事は法人を代表するが、定款をもってその代表権を制限することができる。(法第16条)

注：第1項・第2項…理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、その旨を明記することが望ましい。

注：第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

注：第5項…法第18条

注：監事は代表権を有しない。

<p>(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。</p> <p>(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。</p> <p>(任期等)</p> <p>第16条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。</p> <p>4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>(欠員補充)</p> <p>第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。</p> <p>(解任)</p> <p>第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。</p>	<p><b>【第16条】 必要的記載事項</b></p> <p>注：第1項…必要的記載事項（法第24条第1項(役員任期は2年以内で定める)）</p> <p>注：第2項…法人運営の円滑化を図るため、第14条で「役員を総会で選任する」旨を明記している場合に限り、この規定を置くことができる。（法第24条第2項）</p> <p>注：第3項…任期が満了する前に総会で役員改選（予選）を行う場合において、同日に理事会を開催し、代表者の互選を行えるようにするための規定。</p> <p>注：第4項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされている。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではなく、臨時に役員の職務を行うだけであるため、至急後任者を選任する必要がある。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を伸長することはできない。</p> <p><b>【第17条】 必要的記載事項</b></p> <p>注：法第22条</p> <p><b>【第18条】 必要的記載事項</b></p> <p>注：役員解任は総会の議決の他、理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。その場合、関連条文との整合性をとること。</p>
---	---

<p>(報酬等)</p> <p>第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。</p> <p>2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。</p> <p>3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。</p> <p>(職員)</p> <p>第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。</p> <p>2 職員は、理事長が任免する。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 総 会</p> <p>(種別)</p> <p>第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。</p> <p>(構成)</p> <p>第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。</p> <p>(権能)</p> <p>第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び活動決算</p> <p>(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬</p> <p>(7) 入会金及び会費の額</p> <p>(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(9) 事務局の組織及び運営</p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p>	<p><b>【第 19 条】 必要的記載事項</b></p> <p>注：第 1 項…法第 2 条第 2 項第 1 号ロ</p> <p>注：第 3 項…総会以外に理事会等の機関の議決でも構わない。その場合、関連条文との整合性をとること。</p> <p>&lt;第 5 章&gt;…会議に関する事項は必要的記載事項(法第 11 条第 1 項第 7 号)</p> <p><b>【第 21 条】 必要的記載事項</b></p> <p>注：法第 14 条の 2 及び法第 14 条の 3</p> <p><b>【第 23 条】 必要的記載事項</b></p> <p>注：法第 14 条の 5</p> <p>注：定款で理事会等に委任しているもの以外は全て総会の議決事項。</p> <p>なお、法定の総会議決事項（定款変更、解散及び合併）以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができる。(第 32 条参照)</p>
--	---

<p>(開催)</p> <p>第 24 条 通常総会は、毎事業年度〇回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。</p> <p>(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。</p> <p>(招集)</p> <p>第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。</p> <p>(議長)</p> <p>第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。</p> <p>(定足数)</p> <p>第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(議決)</p> <p>第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</p>	<p><b>【第 24 条】 必要的記載事項</b></p> <p>注：第 1 項…少なくとも年 1 回は通常総会を開かなければならない。(法第 14 条の 2)</p> <p>注：第 2 項第 2 号…総社員の 5 分の 1 以上を必要とするが、定款をもってこれを増減可能。(法第 14 条の 3 第 2 項)</p> <p><b>【第 25 条】 必要的記載事項</b></p> <p>注：第 3 項…総会の招集は、定款で定めた方法により、少なくとも総会の日の 5 日前までに行わなければならない。(法第 14 条の 4)</p> <p><b>【第 27 条】 必要的記載事項</b></p> <p>注：定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 2 分の 1 以上である(法第 25 条第 2 項)</p> <p><b>【第 28 条】 必要的記載事項</b></p> <p>注：第 1 項…法第 14 条の 6</p> <p>注：第 3 項…「みなし総会決議」といい、任意でこの規程を置くことができる。書面以外に電磁的記録による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる。(法第 14 条の 9 第 1 項)</p>
--	---

<p>(表決権等)</p> <p>第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。</p> <p>4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。</p> <p>3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 総会があったものとみなされた事項の内容</p> <p>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</p> <p>(3) 総会の決議があったものとみなされた日</p> <p>(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。</p>	<p><b>【第 29 条】 必要的記載事項</b></p> <p>注：第 1 項及び第 2 項…書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできる（法第 14 条の 7 第 3 項）。</p> <p>電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法。例えば電子メールなどがこれに該当する。（法規 1）</p> <p>注：第 4 項…法第 14 条の 8</p> <p>注：第 2 項…「署名」は自署のこと。パソコン使用等の場合は「記名」とすることも可。</p> <p>注：第 3 項…第 28 条第 3 項に「みなし総会」規定を置いた場合に必要。「みなし総会」規定を置かない場合は不要。</p> <p><b>&lt;第 6 章&gt;…会議に関する事項は必要的記載事項(法第 11 条第 1 項第 7 号)</b></p> <p>注：理事会については、必ずしも置くことを要しないが、理事が数人ある場合には、法人の事務は理事の過半数で決することとされているので、通常、法人の事務の決定のため、理事の合議体として理事会を設ける。</p>
---	--





- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

注：第 2 項…「署名」を「記名」とすることも可。

<第 7 章>…必要的記載事項（法第 11 条第 1 項第 8 号及び第 9 号）

**【第 39 条】 必要的記載事項**

**【第 40 条】 必要的記載事項**

「その他の事業」を行わない場合は、規定を要しない。

**【第 41 条】 必要的記載事項**

注：総会の議決以外に、理事会等の機関の議決でも構わない。

<p>(会計の原則)</p> <p>第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。</p> <p>(会計の区分)</p> <p>第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。</p> <p>2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。</p> <p>(予備費の設定及び使用)</p> <p>第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。</p> <p>2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(予算の追加及び更正)</p> <p>第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p>	<p><b>【第 42 条】 必要的記載事項</b></p> <p>注：「法第 27 条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。</p> <p><b>【第 43 条】</b></p> <p>注：法第 5 条第 2 項</p> <p>その他の事業を行わない場合は規定を要しない。</p> <p><b>【第 44 条～第 47 条及び第 50 条】</b></p> <p>注：平成 15 年の法改正により、「予算準拠の原則」は削除されている(法第 27 条第 1 号)。現行法上、予算管理を行うか否かは法人の任意であることから、予算管理を行わない場合は、記載を要しない。</p>
--	--

<p>(事業年度)</p> <p>第 49 条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。</p> <p>(臨機の措置)</p> <p>第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 定款の変更、解散及び合併</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 目的</li> <li>(2) 名称</li> <li>(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類</li> <li>(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）</li> <li>(5) 社員の資格の得喪に関する事項</li> <li>(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）</li> <li>(7) 会議に関する事項</li> <li>(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項</li> <li>(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）</li> <li>(10) 定款の変更に関する事項</li> </ol> <p>(解散)</p> <p>第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総会の決議</li> <li>(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能</li> <li>(3) 正会員の欠亡</li> <li>(4) 合併</li> <li>(5) 破産手続開始の決定</li> </ol>	<p><b>【第 49 条】 必要的記載事項</b></p> <p>注：法第 11 条第 1 項第 10 号</p> <p><b>&lt;第 8 章&gt;…定款の変更と解散に関する事項は必要的記載事項（法第 11 条第 1 項第 12 号及び第 13 号）</b></p> <p><b>【第 51 条】 必要的記載事項</b></p> <p>参考：定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席した社員の 4 分の 3 以上の議決が必要となる。（法第 25 条）</p> <p>注：法第 25 条第 3 項に規定する以外の事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく所轄庁へ届け出なければならない。（法第 25 条第 6 項）</p> <p><b>【第 52 条】 必要的記載事項</b></p> <p>参考：第 1 号…法第 31 条第 1 項第 1 号 第 2 号…法第 31 条第 1 項第 3 号 第 3 号…法第 31 条第 1 項第 4 号 第 4 号…法第 31 条第 1 項第 5 号 第 5 号…法第 31 条第 1 項第 6 号</p>
---	--

<p>(6) 所轄庁による設立の認証の取消し</p> <p>(7) ……</p> <p>(8) ……</p> <p>2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。</p> <p>3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p>第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、〔①〕に譲渡するものとする。</p> <p>(合併)</p> <p>第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認定を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 公告の方法</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〔①〕に掲載して行う。</p>	<p>第 6 号…法第 31 条第 1 項第 7 号</p> <p>第 7 号以下…法第 31 条第 1 項第 2 号(定款で定めた解散事由の発生)</p> <p>注：第 2 項…解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 4 分の 3 以上の承諾が必要となる。(法第 31 条の 2)</p> <p>参考：第 3 項…法第 31 条第 2 項</p> <p><b>【第 53 条】 必要的記載事項</b></p> <p>注：〔①〕に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益財団法人、又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定されなければならない。(法第 11 条第 3 項、法第 32 条)</p> <p>注：帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか国庫に帰属されることとなる。(法 32 条第 2 項、第 3 項)</p> <p><b>【第 54 条】</b></p> <p>注：定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の 4 分の 3 以上の議決が必要。(法第 34 条)</p> <p>&lt;第 9 章&gt;…必要的記載事項(法第 11 条第 1 項第 14 号)</p> <p><b>【第 55 条】 必要的記載事項</b></p> <p>注：公告とは、第三者の権利保護のため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般に知らせること。官報のほか、新聞、インターネットホームページ等を選択することも可能であるが、次の(ア)(イ)については官報に掲載して行う必要がある。</p> <p>(ア) 解散時の公告(法第 31 条の 10 第 4 項)</p> <p>(イ) 破産手続開始の公告(法第 31 条の 12 第 4 項)</p>
--	--

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○ ○ ○ ○
副理事長	○ ○ ○ ○
理事	○ ○ ○ ○
同	○ ○ ○ ○
……	
……	
監事	○ ○ ○ ○
同	○ ○ ○ ○
……	
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成〇年〇月〇日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成〇年〇月〇日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	○○○円
正会員会費	年○○○円
(2) 賛助会員入会金	○○○円
賛助会員会費	○○○円 (一口)

注：法人は、前年度の貸借対照表の作成後遅滞なくこれを公告しなければならない。公告方法は以下の4つの方法から選択して定款で定める必要がある。  
(法第28条の2第1項)

公告方法	〔①〕の記載例
① 官報	官報
② 日刊新聞紙	〇〇県において発行する〇〇新聞
③ 電子公告	この法人のホームページ
	内閣府NPO法人ポータルサイト (法人入力情報欄)
④ 主たる事務所の公衆の見やすい場所	この法人の主たる事務所の掲示場 (に掲示)

<附則>

注：設立当初の記載内容は、成立後において変更しない。

**【第2項】…必要的記載事項 (法第11条第2項)**

役員名簿の記載内容と一致させる。

注：第3項において、至年月日は、成立の日から2年を超えてはならない。

通常総会は、事業年度が終了し決算業務後に行われるのが一般的なため、設立当初の役員任期の終期を、事業年度の終期から2~3か月後に設定しておくこと法人運営に支障をきたすおそれが少ない。

注：第6項において、正会員以外の会員について定める場合には、正会員と区別して記載する。